

「輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可手続実施要綱」（平成 10 年 3 月 30 日付け 10 農産第 2441 号 農産園芸局長通達）一部改正新旧対照表

下線部が改正か所

改 正 後		現 行	
(定義) 第 2 } [略] 10 11 この要綱において次の植物は、野生しているものとみなす。 (1) 規則別表 1 の 1 から 4 に掲げる生植物の地下部であって、同表に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないまま で遺伝資源研究の用途に供する少量のもの（以下「試験地下部」という。）。 (2) 規則別表 1 の 5 から 10 に掲げる種子であって、同表に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源 研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの（以下「試験種子」という。）。 12 (1) この要綱において「試験地下部検査」とは、前項（1）の植物を大臣許可手続により輸入を許可された試験地下部について、規則 別表 1 の 1 から 4 に掲げる検疫有害動物の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。 (2) この要綱において「試験種子検査」とは、前項（2）の植物を大臣許可手続により輸入を許可された試験種子について、規則別 表 1 の 5 から 10 に掲げる検疫有害植物の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。 13 [略]		(定義) 第 2 } [略] 10 11 この要綱において次の植物は、野生しているものとみなす。 (1) 規則別表 1 の 1 から 3 に掲げる生植物の地下部であって、同表に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないまま で遺伝資源研究の用途に供する少量のもの（以下「試験地下部」という。）。 (2) 規則別表 1 の 4 から 9 に掲げる種子であって、同表に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源 研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの（以下「試験種子」という。）。 12 (1) この要綱において「試験地下部検査」とは、前項（1）の植物を大臣許可手続により輸入を許可された試験地下部について、規則 別表 1 の 1 から 3 に掲げる検疫有害動物の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。 (2) この要綱において「試験種子検査」とは、前項（2）の植物を大臣許可手続により輸入を許可された試験種子について、規則別 表 1 の 4 から 9 に掲げる検疫有害植物の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。 13 [略]	
別表 1（第 2 の 1、第 3、第 4 の 1、第 16 の 2、第 21 の 2 及び 3 関係） 輸入禁止品の区分		別表 1（第 2 の 1、第 3、第 4 の 1、第 16 の 2、第 21 の 2 及び 3 関係） 輸入禁止品の区分	
輸入禁止品の グループ名		輸入禁止品の グループ名	
大区分	小区分	大区分	小区分
A	1	A	1
	2		2
	3		3
B	[略]	B	[略]
C	[略]	C	[略]
D	[略]	D	[略]

別表9（第19の3関係）

遺伝資源に対する検査の方法

区分	輸入禁止植物の種類	試験研究等の過程で生成された植物の部分	対象検疫有害動植物	検査場所	検査すべき数量	検査方法	摘 要
規則別表1に掲げる植物であって野生するもの	しょうが、ばれいしょ等の生塊茎等の地下部・茎葉 下部及びとうもろこし、いんげんまめ等の種子	生塊茎等の地下部・茎葉	コロンビアネコブセンチュウ テンサイシストセンチュウ ニセネコブセンチュウ バナナネモグリセンチュウ	〔略〕	〔略〕	〔略〕	
			エンドウ萎ちょう病菌 スイカ果実汚斑細菌病菌 インゲンマメ萎ちょう細菌病菌 トウモロコシ萎ちょう細菌病菌他	〔略〕	〔略〕	〔略〕	
			その他の検疫有害動植物	〔略〕	〔略〕	〔略〕	
		種子	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	
規則別表1の5～10に掲げる植物であって栽培地検査を受けることができない遺伝資源研究及び品種特性試験用途の種子標本	とうもろこし、いんげんまめ等の種子	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	

別表9（第19の3関係）

遺伝資源に対する検査の方法

区分	輸入禁止植物の種類	試験研究等の過程で生成された植物の部分	対象検疫有害動植物	検査場所	検査すべき数量	検査方法	摘 要
規則別表1に掲げる植物であって野生するもの	しょうが、ばれいしょ等の生塊茎等の地下部・茎葉 下部及びとうもろこし、いんげんまめ等の種子	生塊茎等の地下部・茎葉	テンサイシストセンチュウ ニセネコブセンチュウ バナナネモグリセンチュウ	〔略〕	〔略〕	〔略〕	
			エンドウ萎ちょう病菌 スイカ果実汚斑細菌病菌 インゲンマメ萎ちょう細菌病菌 トウモロコシ萎ちょう細菌病菌他	〔略〕	〔略〕	〔略〕	
			その他の検疫有害動植物	〔略〕	〔略〕	〔略〕	
		種子	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	
規則別表1の4～9に掲げる植物であって栽培地検査を受けることができない遺伝資源研究及び品種特性試験用途の種子標本	とうもろこし、いんげんまめ等の種子	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	

改 正 後								現 行							
規則別表 2に掲げ る植物	いね、もみ	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		規則別表 2に掲げ る植物	いね、もみ						
	くだものけい いそう等の生 果実	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			くだものけい いそう等の生 果実						
	ばれいしょの 生茎葉及び生 塊茎	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			ばれいしょの 生茎葉及び生 塊茎						
規則別表 2に掲げ る植物	さつまいも属 植物の生茎葉 及び生塊根等 の地下部	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		規則別表 2に掲げ る植物	さつまいも属 植物の生茎葉 及び生塊根等 の地下部						
	キャッサバの 生塊根等の地 下部	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			キャッサバの 生塊根等の地 下部						
	大麦等の生植 物	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			大麦等の生植 物						
規則別表 2に掲げ る植物	なし属、りん ご属等の生植 物	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		規則別表 2に掲げ る植物	なし属、りん ご属等の生植 物						
	さんざし属等 の生植物	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			さんざし属等 の生植物						
	トマト、なす 等の生植物	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			トマト、なす 等の生植物						